

児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

〔令和 7 年 10 月 23 日〕
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

指定障害児通所支援事業者である一般社団法人杓の杜に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の24第1項の規定に基づく行政処分を令和7年10月23日に行いました。

2 対象事業者

- (1) 法人名： 一般社団法人 杓の杜
- (2) 代表者名： 代表理事 村上 千鶴
- (3) 所在地： 帯広市西19条南1丁目7番地30

3 対象事業所

- (1) 事業所名： もくの木たいせつ
所在地： 旭川市6条通8丁目37番地の22
サービス種類： 児童発達支援及び放課後等デイサービス
指定年月日： 令和6年4月1日（令和7年9月1日から令和8年3月31日まで休止中）
- (2) 事業所名： もくの木ほうえい
所在地： 旭川市豊岡7条4丁目4番3号
サービス種類： 児童発達支援及び放課後等デイサービス
指定年月日： 令和6年4月1日

4 処分内容

- ・指定障害児通所支援事業者の指定を取り消す。
 - サービス種類： 児童発達支援及び放課後等デイサービス
 - 根拠法令： 児童福祉法第21条の5の24第1項第5号、第6号及び第11号
 - 指定取消年月日： 令和7年11月30日

5 処分の原因となる事実（※両事業所共通）

(1) 運営基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）

令和6年4月から同年10月までの間、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年旭川市条例第3号）に規定する通所支援計画等の作成に係る一連の業務を適切に行わなければならないと認識していたにもかかわらず、一部の児童を除き当該計画等を作成していなかった。

(2) 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号）

令和6年4月から同年10月までの間、不正な行為との認識があった上で、定員超過利用減算の適用を免れるために、児童の通所支援の利用日を利用していない日に付け替える等各種記録を改ざんし、障害児通所給付費を不正に請求した。

また、同期間、通所支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、通所支援計画等未作成減算を適用しなければならないことを認識していたにもかかわらず、減算せずに障害児通所給付費を不正に請求した。

(3) 不正な行為（児童福祉法第21条の5の24第1項第11号）

令和6年4月から同年10月までの間、不正な行為との認識があった上で、定員超過利用減算の適用を免れるために、児童の通所支援の利用日を利用していない日に付け替える等各種記録を改ざんしたという、不正な行為をした。